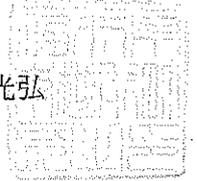


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月30日

南越前町長 岩倉 光弘



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
馬上免
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年3月27日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
経営体数
法人 0 経営体
個人 2 経営体
集落営農（任意組織） 0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
・担い手はいるが十分ではない
5. 将来の農地利用のあり方
・担い手に集積・集約化する
6. 農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける
・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける
7. 地域農業の将来のあり方
・今後は中心経営体を核として、「地域内の農地は地区内の農家が守っていく」という基本に沿って、集落が一体となり、新規就農者の促進などについて話し合っていく。